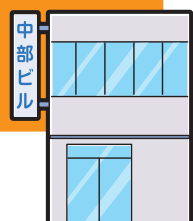


看板・日よけ・工事中仮囲いなど、道路を使用する時は、国土交通省（道路管理者）に申請し、許可が必要です。

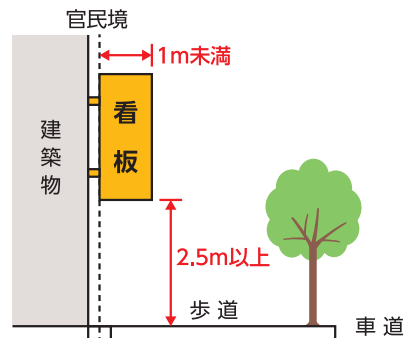
他人の土地にはみ出して物を設置する場合、土地所有者の了解を得る（契約書を取り交わす）ように、道路にはみ出して物を設置する場合には、道路管理者に申請し、許可が必要となります。

〈原則として民地内に物件を設置する敷地がない場合に限ります。〉

看板



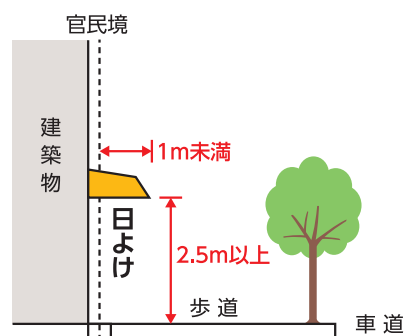
- ① 看板の枚数は、一営業所、一事務所に付き原則として、**2枚以内**
- ② 看板の高さは、看板の最下部と路面との距離が、**車道で4.5m以上、歩道で2.5m以上**
- ③ 看板の出幅は、**1m未満**
- ④ 風雨、地震、その他災害等により倒壊、落下、はく離などの事故のないような堅固な構造のもの



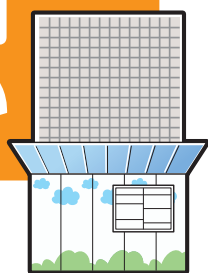
日よけ



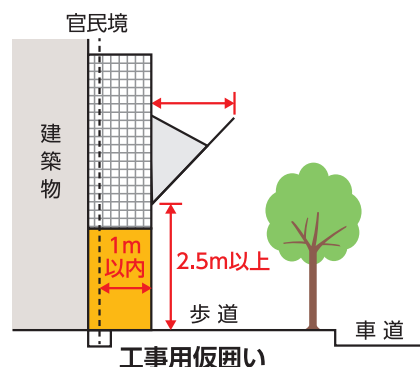
- ① 日よけの高さは、路面から**車道で4.5m以上、歩道で2.5m以上**
- ② 日よけの出幅は、**1m未満**
- ③ 風雨、地震等により容易に倒壊、落下、はく離しない構造で美観を損い又は公衆に危険を与えるおそれのないもの



工事中仮囲い



- ① 仮囲いの出幅は**1m以内**
- ② 防護棚（朝顔）の出幅は必要最小限で、路面からの高さは、**車道で4.5m以上、歩道で2.5m以上**
- ③ 倒壊、落下しない堅固な構造のもの



※これらの標準的な基準に加え、各道路管理者は、個別具体的な現地状況（地形、利用状況及び交通状況等）を考慮し、審査を行います。詳細は、裏面の国道事務所・出張所にお問い合わせください。

占有許可できない物

無許可で設置すると、道路法第102条の規定により罰せられることがあります。

✗ 立看板類

立看板類は、道路区域内の土地に設置される立看板、広告板、旗ざお、その他これらに類するものです。祭礼のため一時的に設けられるもの以外は認められません。



✗ はり紙、はり札等

電柱・照明灯・防護柵にぶらさげる広告物（看板）、または貼付したり立てかけたりすることは、禁止されています。



✗ 自動販売機



✗ 商品台

